

令和 8 年度 電気工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

電気工事

大阪市の登録種目	080 電気工事
大阪市の工事種目	04 電気工事
建設業法上の建設工事の種類	電気工事
建設業許可の業種	電気工事業

物件 等級	経営事項審査の 総合評定値 (P点)	予定価格 (税込)	地域要件			受注可能本数		
			本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
A	1,050点以上	1.3億円以上	南北 ※ 1	南北※ 1	入札参加 不可	2 本	1 本	受注不可
B	750点～1,049点	1.3億円未満 3千万円以上		入札参加 不可			受注不可	
C	750点未満	3千万円未満						

- ・ 経営事項審査の総合評定値（P 点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 予定価格 1 億円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
なお、経営事項審査の総合評定値（P 点）が 1,050 点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格 3 千万円（税込）以上 1 億円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- ・ 令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日の間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び 06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
【本店業者】主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
【支店業者】主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
【市外業者】契約締結の営業所を大阪市外としている者
- ・ この取扱いにより難しい場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。

※1 南北（区）建築工事、電気工事

北	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東、東成
南	港、西、大正、中央、浪速、天王寺、西成、阿倍野、住之江、住吉、生野、東住吉、平野

※2 南北（区）給排水衛生冷暖房工事

北	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東
南	港、西、大正、中央、浪速、天王寺、東成、西成、阿倍野、住之江、住吉、生野、東住吉、平野